

令和3年大府市議会第1回定例会提出議案（議会関係）

【条 例】

委員会提出議案第1号 大府市議会委員会条例の一部改正について

提出委員会 議会運営委員会

市の組織改正が行われることに伴い、及び常任委員会の名称を変更するため、条例を改正するもの

（内 容）

- ・ 常任委員会の所管事項の変更
厚生文教委員会 「福祉子ども部、健康文化部」 → 「福祉部、健康未来部」
建設消防委員会 「建設部」を削除
「水道部」 → 「水と緑の部」
- ・ 常任委員会の名称の変更
「建設消防委員会」 → 「建設産業委員会」

（施行期日）

令和3年4月1日

（経過措置）

- ・ この条例の施行の際現に改正前の大府市議会委員会条例第2条に規定する建設消防委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ改正後の大府市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条に規定する建設産業委員会（以下「新委員会」という。）の委員長等に選任されたものとみなし、その任期は、新条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- ・ この条例の施行の際現に旧委員会に対し付託されている事件は、新委員会に対し付託されたものとみなす。

委員会提出議案第 1 号関係

大府市議会委員会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 厚生文教委員会 6 人 <u>福祉部、健康未来部</u>、社会福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>建設産業委員会</u> 6 人 都市整備部、産業振興部、<u>水と緑の部</u>、消防本部及び農業委員会の所管に属する事項</p>	<p>(常任委員の所属並びに常任委員会の名称、委員の定数及びその所管)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 厚生文教委員会 6 人 <u>福祉子ども部、健康文化部</u>、社会福祉事務所及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(3) <u>建設消防委員会</u> 6 人 都市整備部、<u>建設部</u>、産業振興部、<u>水道部</u>、消防本部及び農業委員会の所管に属する事項</p>